

○「地域安全の日」実施要領

平成 9 年 12 月 19 日

埼例規第 79 号・生安・地域

警 察 本 部 長

「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）

毎月 20 日の「地域安全の日」における地域安全活動を効果的に推進するため、この度、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 10 年 1 月 1 日から実施することとしたから、真に実効の上がる活動を推進されたい。

別添

「地域安全の日」実施要領

1 趣旨

地域の安全と平穏を確保するためには、警察組織のすべての部門が相互に連携し、地域を基盤とする活動を積極的に展開するとともに、警察と地域住民による自主的かつ主体的活動とが相互に補充、協力することが必要不可欠である。

そこで、警察署及び生活安全センターとしての交番・駐在所を拠点とし、地域住民との協働による街頭活動、地区防犯協会等民間防犯組織を中心とするボランティアに対する支援活動等を重点的に推進するために「地域安全の日」を定め、地域住民の安全意識の高揚と地域安全活動（以下「活動」という。）の推進を図るものである。

2 地域安全の日

毎月20日を「地域安全の日」とする。

3 実施事項

生活安全部生活安全総務課長及び警察署長は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域安全ニュース、ミニ広報紙及び地域安全チラシ、パンフレットを活用し、「地域安全の日」を広報するほか、住民に必要かつタイムリーな地域安全情報を積極的に提供する。
- (2) 地域防犯推進委員、交番・駐在所連絡協議会委員等との連絡を密にするとともに、地域のボランティアによる連絡会議等を積極的に開催し、地域住民の意見要望の把握に努める。
- (3) 地域における身近な問題の解決活動については、住民の参加により積極的に推進する。
- (4) 地域の危険箇所の把握と改善及び環境の浄化のため、ボランティアとの協働による防犯パトロール等の街頭活動を強化する。
- (5) 被害品等の早期回復を図るため、ボランティアと協働し、放置されていると認められる自転車、原動機付自転車等の防犯登録番号等の確認活動を実施する。
- (6) ボランティアが主体となる活動の企画、方法等について積極的に助言、指導を行うなど、支援を強化する。
- (7) 重点を指向した活動（例えば侵入盗、ひったくり、通り魔、連続放火等の防犯対策、

子供を対象とした声掛け・連れ去り及び性犯罪の防犯対策、高齢者、障害者等社会的弱者対策等)を積極的に推進する。

- (8) 自治体の関係者、ボランティアの代表者等が参加する座談会等を積極的に開催する。
- (9) 交番及び街頭における「各種相談所」等を開設し、地域住民に身近な防犯等の相談事案に対応する。
- (10) その他「地域安全の日」促進のための創意工夫した効果的な施策を推進する。

一部改正〔平成12年第48号、13年第15号、17年第657号、30年第792号〕

4 留意事項

- (1) 毎月20日が「地域安全の日」であることを平素から広報活動により周知させること。
- (2) 情勢等により、20日に活動が実施できない場合は、最も効果が上がると認められる日を選定して行うこと。

実施日

この例規通達は、平成10年1月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成13年3月16日埼例規第15号・生安）

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

【様式別表省略】